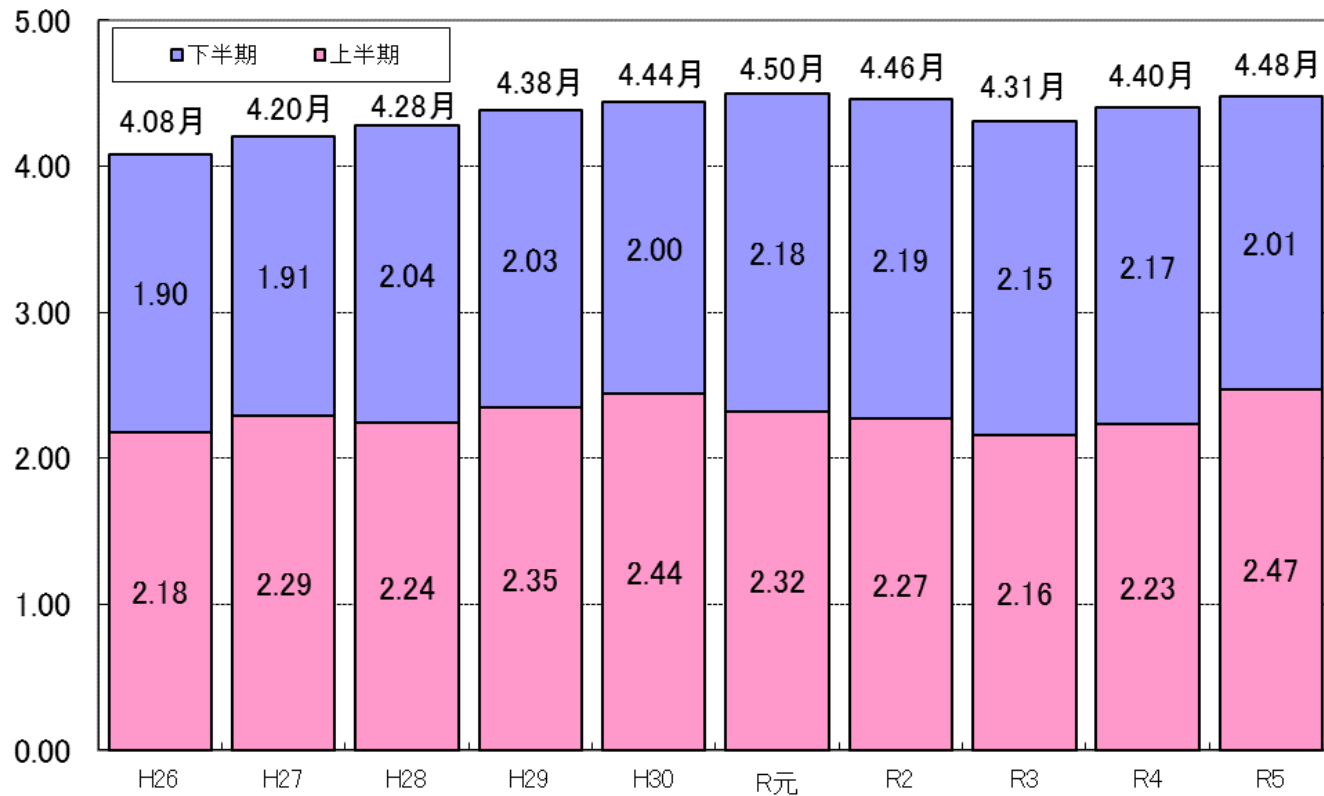


⑤ 特別給（ボーナス）の支給状況

県内民間企業のボーナスの支給割合（ボーナスの額を月例給の額で割ったもの）の推移は、以下のとおりです。



(注) 1 このグラフは、令和5年職種別民間給与実態調査をもとに作成した職員の給与等に関する報告及び勧告の別表第4と、過去の調査結果から作成しています。

2 このグラフにおいて、下半期とは前年8月から当年1月まで、上半期とは当年2月から7月までの期間をいいます。